

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

(1) 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用対象となる職員から、会計年度任用職員を除く。

(2) 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、常時勤務を要する臨時的任用職員の給与について本条例の本則で定めるとともに、臨時的任用職員に昇給等の規定を適用しないこととする。

(3) 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元 12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、地方公務員法第16条第1号に該当して失職した職員に係る規定を削る。

(4) その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

2 施行期日

(1) 及び (2) については令和2年4月1日、(3) については本年12月14日、(4) については公布の日